

# 在宅療養

～自分らしく住み慣れた自宅で療養生活を続けるために～

問トータルサポートセンター  
☎0869-22-3800



病気などを抱えていても、自宅で過ごしながらか療養することができます。在宅療養とは、自宅へ医師や看護師、介護職などに訪問してもらい、医療や介護のサービスなどを利用しながら療養することです。

在宅療養の大きなメリットは、住み慣れた環境で自分らしい生活を送ることができる点です。今までのライフスタイルを維持したまま療養生活を送ることで精神面でも安心し、心や痛みが和らぐこともあります。

一方、在宅療養では容体が急変したときなど、療養を支える家族が不安を感じることもあります。そのため、在宅で療養生活を送るには、本人や家族の希望などを医療・介護関係者とよく相談することが大切です。

## 在宅療養を支えるチーム

在宅で安心して療養生活を送るために、医療・介護などの多職種の専門職（医師・看護師・薬剤師・リハビリテーション専門職・ケアマネジャー（介護支援専門員）・訪問介護員など）が、日常生活の質を向上するため本人や家族をチームでサポートし、在宅療養を支えています。



## 在宅療養の主な相談先

在宅療養について相談したいときは、入院中の人は主治医や医療機関の相談室などに、通院中の人はかかりつけ医療機関に、介護保険を利用中の人はケアマネジャー（介護支援専門員）に相談してみましょう。また、瀬戸内市地域包括支援センターでも介護サービスや介護予防に関することなど、生活全般のさまざまな相談に応じることができます。

# 「もの忘れ相談会」を開催します！

～もの忘れ、認知症のことで心配なことはありませんか？～



認知症は誰にでも起こりうる脳の病気です。初期の段階で治療を行うことにより、症状が改善したり、進行を遅らせたりすることができます。また、検査をすることで別の病気が見つかることもあります。

「何かおかしいな」「本人へどのように接したらよいか分からない」など困ったことがあれば、自分だけ、または家族だけで抱え込まず、お気軽にご相談ください。相談は予約制（1人約30分）で、保健師や社会福祉士などが対応します（相談料は無料）。

▷日時・場所 令和4年1月21日（金）午後1時30分～午後3時 瀬戸内市総合福祉センター

▷対象者 もの忘れや認知症が心配な本人またはその家族

▷予約期限 令和4年1月14日（金）※電話、FAX、市ホームページのメールフォームで相談者の氏名と連絡先をご連絡ください。申し込み多数の場合は、別の相談日をご案内します。

問トータルサポートセンター ☎0869-22-3800 FAX 0869-22-3801



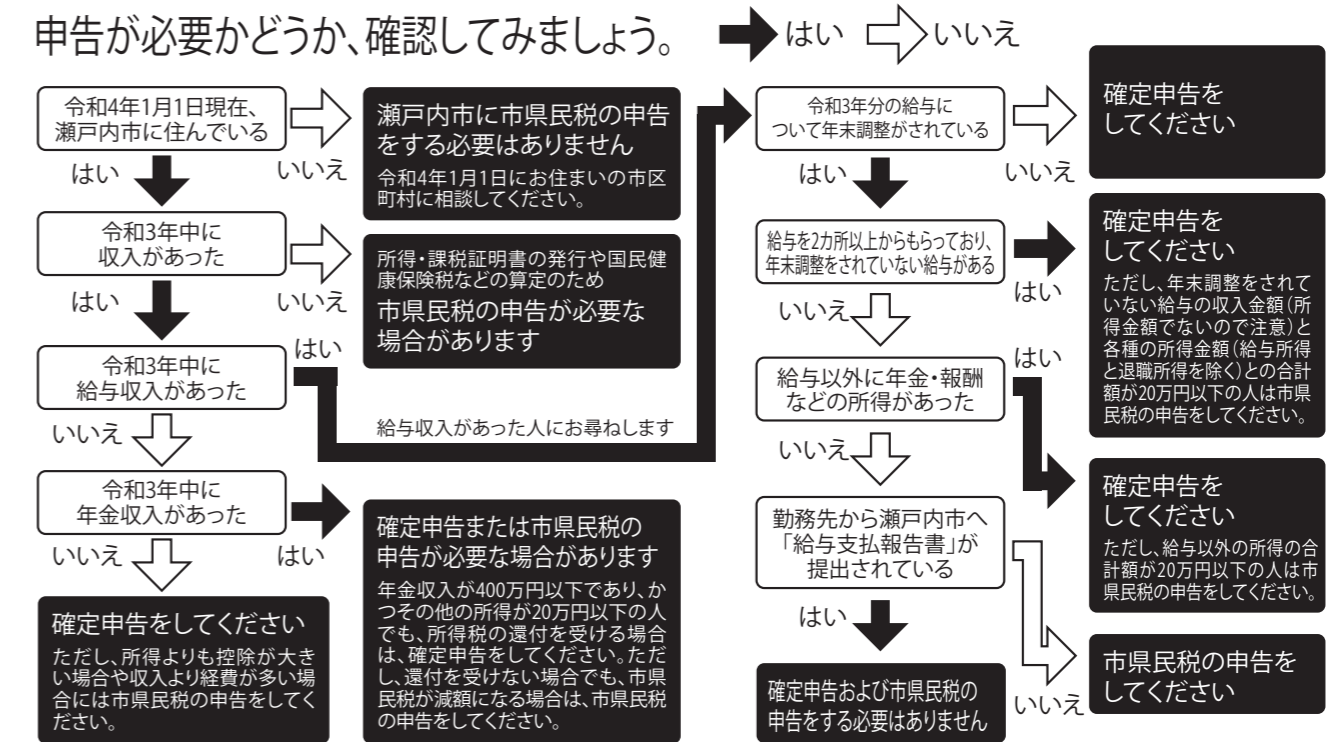
市ホームページ

# 税金 あれこれ

問税務課 ☎0869-22-1114  
問西大寺税務署 ☎086-942-3815

市県民税の申告は、令和4年度の市県民税（個人住民税）を算定するための基礎資料となります。また、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請などの各種手続きに必要な資料となりますので、下のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

## 市県民税の申告準備をお忘れなく！



※このフローチャートは、一般的な事例です。ここに載っていない事例もありますので、詳しくはお問い合わせください。

## スマホから確定申告ができます！

1 スマホ専用画面  
給与所得以外にも、雑所得、一時所得および上場株式などの譲渡所得等がある人など、多くの人がスマホ専用画面を利用できます。

2 e-Tax 送信  
「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」を持っている人は、e-Tax で送信できます。

マイナンバーカード対応のスマートフォンを持っていない人も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたID・パスワードがあれば、e-Tax で送信できます。

申告書の作成はこちらから！